⑼　本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

⑽　上記⑺又は⑻に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

2　競争参加資格要件等

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中部森林管理局における平成31・32年度の測量・建設コンサルタント等業務に係るＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

⑷　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成16年度以降に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

ただし、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した業務の実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年３月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第４の３に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：航空レーザ測量（計測）

⑺　中部森林管理局長等（中部森林管理局管内の森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、平成29年４月１日から平成31年３月31日までの２年間に完成した当該業務に係る業務成績評定点の平均が60点以上であること。

⑻　当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

⑼　次に掲げる基準を全て満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士若しくは技術士補の登録（総合技術監理部門（森林―森林土木）又は森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者、（一社）建設コンサルタンツ協会が行うＲＣＣＭの登録（森林土木の登録に限る。）を受けた者又は次のいずれかに該当する者。

(ｱ)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条の２に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

(ｲ)　短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。

(ｳ)　学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上ある者。

(ｴ)　（一社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が８年以上ある者。

イ　平成16年度以降に、上記⑹に掲げる業務において管理技術者、照査技術者又は現場担当技術者として従事した経験を有する者。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した業務のうち業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術成績評価点又は照査技術者に係る技術者成績評価点のいずれかが60点未満であるものを除く。

ウ　平成31年４月１日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）が、契約金額100万円以上の管理技術者又は現場担当技術者として従事する全ての手持ち業務の契約金額総額が２億円未満かつ総件数10件未満である者。

⑽　照査技術者は、平成16年度以降に上記⑹に掲げる業務の経験を有するとともに、管理技術者、照査技術者又は現場担当技術者として従事した経験を有すること。

⑾　次に掲げる基準を満たす現場担当技術者を当該業務に配置できること。

測量法（昭和24年法律第188号）第49条に規定する測量士（地すべり調査の場合は、地すべり防止工事士登録規程第３条）の登録を受けている者。なお、管理技術者が測量士（地すべり調査の場合は地すべり防止工事士）の登録があり、現地指導を行う場合は、現場担当技術者の測量士（地すべり調査の場合は地すべり防止工事士）の登録は問わない。

⑿　申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月４日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本又は人的な関係がないこと（入札説明書参照）。

⒁　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　中部森林管理局管内に本店、支店又は営業所を有していること。

営業所とは、平成31・32年度一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の様式４に記載された営業所で、その所在地及び営業区域が中部森林管理局管内にあるものをいう。

3　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、技術提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

ア　基本事項

イ　業務の実施方針等に関する事項

ウ　技術提案に関する事項（評価テーマ）

(ｱ)　流域特性を踏まえた体系的な測量データの活用方法

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間：平成31年４月１日から平成31年４月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで。